

令和 4 年 6 月 1 日

議 案 参 考 資 料

6 月 定 例 会 議

常 総 市

◎議案第 2 号 財産の取得について

消防ポンプ自動車は、災害現場での故障や不具合があってはならず、必要な車両等の更新整備を行い、消防体制の充実強化を図る必要があることから、更新を進めております。

今回、更新を予定する消防ポンプ自動車は、館方、豊田を管轄する常総市消防団第 1 6 分団及び向石下、杉山を管轄する常総市消防団第 1 8 分団の車両で、導入から 2 0 年を経過しており、性能の低下や経年劣化による車両の腐朽が著しく、近年では機器の不具合等による修理が増加しているとともに、一部部品の生産終了等により消防車両としての維持管理が困難な状況であります。

消防ポンプ自動車の調達につきましては、一般競争入札に付し、4 者からの応札の結果、小池株式会社が 4 千百 8 8 万 5 千 9 6 円で落札し、令和 4 年 5 月 1 9 日に仮契約を締結いたしました。

これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に該当しますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項 8 号の規定により議会の議決をお願いするものです。

更新(案)	地区名	分団名	現在の 車両区分	管轄地域	初年度 登録年度
平成29年度 (2)	水海道	第4分団	2tポンプ	横曽根新田町, 笹塚新田町, 大生郷町, 大生郷新田町, 五郎兵衛新田町, 伊左衛門新田町	H29年度
		第6分団	2tポンプ	中妻町, 三坂町	H29年度
令和元年度 (3)	石下	第13分団	2tタンク	本石下	R2年度
		第19分団	2tタンク	篠山, 蔵持, 蔵持新田	R2年度
		第23分団	2tポンプ	崎房, 孫兵衛新田, 左平太新田	R元年度
令和2年度 (2)	水海道	第3分団	2tタンク	豊岡町	R2年度
		第10分団	2tタンク	内守谷町	R2年度
令和3年度 (1)	石下	第12分団	2tタンク	原宿, 小保川, 若宮戸	R3年度
令和4年度 (2)	石下	第16分団	4tタンク	館方, 豊田	H13年度
		第18分団	2tタンク	向石下, 杉山	H13年度
令和5年度 (1)	石下	第14分団	4tタンク	新石下(六軒除く)	H12年度
令和6年度 (2)	石下	第17分団	2tタンク	本豊田, 曲田, 六軒	H15年度
		第21分団	2tタンク	古間木, 古間木新田, 古間木沼新田, 鴻野山新田	H15年度
令和7年度 (2)	石下	第20分団	2tタンク	国生, 岡田, 中沼	H16年度
		第22分団	2tタンク	鴻野山, 馬場, 大沢新田, 栗山新田, 馬場新田, 大沢	H16年度
令和8年度 (2)	水海道	第2分団	2tポンプ	水海道川又町, 水海道山田町, 水海道宝町, 水海道淵頭町, 水海道諏訪町	H17年度
		第11分団	2tポンプ	菅生町, 大塚戸町	H17年度
令和9年度 (2)	水海道	第7分団	2tポンプ	沖新田町, 三坂新田町, 川崎町, 上蛇町, 福二町	H19年度
		第8分団	2tポンプ	小山戸町, 中山町, 相野谷町, 新井木町, 兵町, 長助町, 箕輪町, 大崎町, 十花町, 平町, 東町	H18年度
令和10年度 (2)	水海道	第9分団	2tポンプ	坂手町	H20年度
	石下	第15分団	4tタンク	大房, 東野原, 山口, 平内, 収納谷	H14年度
令和11年度 (1)	水海道	第1分団	2tポンプ	水海道高野町, 水海道天満町, 水海道亀岡町, 水海道本町, 水海道元町, 水海道橋本町, 水海道森下町, 水海道栄町	H21年度
令和12年度 (1)	水海道	第5分団	2tポンプ	羽生町, 大輪町, 花島町	H22年度

物 品 売 買 仮 契 約 書

- (1) 物 件 名 消防ポンプ自動車更新事業
(2) 仕 様 仕様書のとおり
(3) 数 量 仕様書のとおり
(4) 契約金額 ¥41,885,096－
(車両価格・消費税・検査登録法定費用等含む)
うち取引に係る消費税 ¥3,805,276－
及び地方消費税の額
- (5) 納入期限 令和5年3月31日
(6) 納入場所 常総市水海道諏訪町
(7) 契約保証金 免 除

上記の契約事項について 発注者 常総市 と、受注者 小池（株） と
が次の条項により物品の売買契約を締結する。

第1条 納入物件が頭書の規格及び品質に相違すると認めるとき又は期限内
に指定の場所にその数量を納入しないときは、発注者は、この契約を解除
することができる。この場合において、受注者は、損害賠償その他何等異
議を申し出ることができない。

第2条 この契約解除の場合において一部履行済のものがあるときは、その
数量に相当する代金を支払うものとする。ただし、発注者の都合により納
入済の現品を還付することがあっても受注者は、これに対し、異議を申し
出ることができない。

第3条 受注者の責により納入期限内に頭書の物件を指定の場所に納入しな
いときは、発注者は受注者から納入期限の翌日から起算してその経過の日
数に応じ、1日に付き契約金額の1,000分の0.2に相当する金額を
違約金として徴収する。ただし、部分払をした場合にあっては、残余の契
約金額を算定基準とする。

第4条 発注者は、受注者が前条の違約金を指定期限内に納付しないときは
契約金額のうちから差引いても受注者は、これに対し異議を申し出ること
ができない。

第5条 契約金額は、この契約履行ののち受注者の請求に基づき支払うもの
とする。

第6条 契約履行後であっても材料若しくは技術上の欠陥又は隠れた^{かし}瑕疵等が発見された場合は、受注者は無償でこれを取り替え又は補修するものとする。

第7条 この契約書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を所持する。

なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

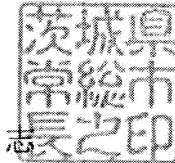
令和4年5月19日

発注者 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

常総市

常総市長

神達岳



受注者

茨城県古河市幸町4番45号

小池株式会社

代表取締役 小池裕之

◎議案第3号 常総市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について

◎議案第4号 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

まず、議案第3号について、ご説明いたします。

本案は、予防接種等による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため設置する常総市予防接種健康被害調査委員会の委員につきまして、予防接種等による健康被害の発生に際し、より一層、各種の診療科目での医学的な見地からの調査、審議等が図られるよう医師を増員するもので、次の表のとおり、その要件を改めることといたします。

改正前	改正後
副市長	副市長
教育長	
保健衛生部長	
きぬ医師会会長	きぬ医師会会長
きぬ医師会水海道支部長	きぬ医師会が推薦する医師 4名
きぬ医師会石下支部長	
つくば保健所長	本市の区域を管轄する保健所の長

なお、教育長にあつては小中学校において集団予防接種を行っていた経緯から委員として委嘱しておりましたが、医療機関における個別接種に切り替わっていることから除外することとし、また、保健衛生部長にあつては事務を統括する立場とするため除外することといたします。

次に、議案第4号について、ご説明いたします。

非常勤特別職である予防接種健康被害調査委員会の委員の報酬額は、条例において月額5,000円と定めておりますが、委員の要件が医師であることから、本市において医師を委嘱している類似の附属機関委員の報酬額との整合を図るため、その報酬額を月額2万円に改めたく、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○常総市予防接種健康被害調査委員会条例

平成 2 年 6 月 3 0 日

条例第 1 1 号

(設置)

第 1 条 予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）に基づく予防接種その他の予防接種又は健康診査（以下「予防接種等」という。）による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、常総市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、予防接種等による健康被害の発生に際し医学的な見地からの調査を行い、及び必要な助言又は答申をするものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人をもって組織し、次に掲げる者を市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 副市長

~~(2) 教育長~~

~~(3) 保健衛生部長~~

~~(4)~~ (2) きぬ医師会会長

(3) きぬ医師会が推薦する医師 4 名

~~(5) きぬ医師会水海道支部長~~

~~(6) きぬ医師会石下支部長~~

~~(7)~~ (4) つくば保健所長本市の区域を管轄する保健所の長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長は副市長をもって充て、副委員長はきぬ医師会会長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、議決に加わることができない。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、当事者及び関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、会議終了後速やかにその経過及び結果に関する報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、予防接種等に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 水海道市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

中略

附 則（令和2年条例第35号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の常総市予防接種健康被害調査委員会条例第3条第5号又は第6号の規定により常総市予防接種健康被害調査委員会の委員に委嘱されている者（以下「旧委員」という。）は、この条例の施行の日改正後の第3条第3号の規定による常総市予防接種健康被害調査委員会の委員（以下「新委員」という。）として委嘱されたものとみなす。この場合において、新委員とみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかか

わらず，旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 改正後の第 3 条第 3 号の規定により，この条例の施行の日後から旧委員の任期満了の日前までに初めて委嘱される新委員（前項の規定により新委員とみなされる者を除く。）の任期は，第 4 条第 1 項の規定にかかわらず，旧委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

○常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 3 1 年 9 月 1 9 日

条例第 1 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の 2 第 4 項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 特別職の職員の報酬は、別表第 1 から別表第 4 までのとおりとする。

(報酬の支給方法)

第 3 条 報酬が月額により定められている特別職の職員が、月の中途において就職したとき又は退職、失職若しくは死亡等によりその職を離れたときは、その月の報酬はその月の日数を基礎として日割りにより支給する。

2 報酬が年額により定められている特別職の職員が、年の中途において就職したとき又は退職、失職若しくは死亡等によりその職を離れたときは、月割りにより報酬を支給する。

3 任期満了により退職した者が再び当選又は選任されたときは、報酬の支給については引き続き在職したものとみなす。

4 特別職の職員の報酬は、報酬を日額で定める特別職の職員には勤務のつど、報酬を月額で定める特別職の職員にはその月分を当該月の 2 1 日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に、報酬を年額で定める特別職の職員にはその年度の 3 月にそれぞれ支給する。ただし、退職、失職又は死亡等によりその職を離れ、日割り又は月割りにより支給する場合には、その事由の生じたときに支給することができる。

5 前各項の規定にかかわらず、情報化統括補佐官又は審理員の報酬の支給方法については、市長が別に定める。

(重複給与の禁止)

第 4 条 市長、副市長及び教育長並びに一般職に属する常勤の職員がこの条例の適用を受ける特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。

(費用弁償)

第 5 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第 1 から別表第 4 までに掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額とする。

3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、同項の規定により常勤の特別職に相当する額の旅費の支給を受ける特別職の職員の旅費については、常総市職員の旅費に関する条例（昭和 32 年水海道市条例第 13 号）第 16 条ただし書の規定は、適用しない。

4 別表第 5 に掲げる特別職の職員が出務したときは、同表に規定する出務 1 日当たりの費用弁償を支給する。

（委任）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行し、昭和 31 年 9 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 水海道市教育委員会副委員長及び議会選出委員の報酬及び費用弁償については、昭和 31 年 9 月 30 日までなお従前の例による。

（水海道市報酬費用弁償給料及び旅費支給条例等の廃止）

3 次の条例は廃止する。

水海道市報酬費用弁償給料及び旅費支給条例（昭和 23 年条例第 86 号）

水海道市教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年条例第 154 号）

（石下町の編入に伴う経過措置）

4 石下町の編入の日前に、石下町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 39 年石下町条例第 8 号。以下「石下町条例」という。）の規定により支給すべき事由を生じた報酬又は費用弁償については、なお石下町条例の例による。

5 編入前の石下町の特別職の職員であった者で引き続き市の特別職の職員に委嘱され、又は任命されたものが、石下町条例の規定により平成 18 年 3 月 31 日までの間の報酬の支給を受けていた場合においては、当該報酬は支給しない。

6 当分の間、編入前の石下町の区域における常総市立学校の学校医及び学校歯

科医に対する別表第4の規定の適用については、同表学校医の項中「127,000円」とあるのは「110,000円」と、同表学校歯科医の項中「127,000円」とあるのは「100,000円」とする。

中略

附 則（令和3年条例第5号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条，第5条関係）

職名		報酬区分	報酬額	旅費の額（相当する職）
選挙管理委員会の委員	委員長	日額	10,000円	常勤の特別職
	委員	日額	9,000円	常勤の特別職
<hr/>				
国民健康保険運営協議会の委員		日額	5,000円	一般職
予防接種健康被害調査委員会の委員		日額	5,000円	一般職
健康づくり推進協議会の委員及び専門委員		日額	5,000円	一般職
中小企業金融審査委員会の委員		日額	5,000円	一般職
農地調整事務処理事業調停委員		日額	5,000円	一般職
農地移動適正化あっせん事業あっせん委員		日額	5,000円	一般職
地籍調査推進委員		日額	6,000円	一般職
都市計画審議会の委員及び臨時委員		日額	5,000円	一般職
下水道事業審議会の委員		日額	5,000円	一般職
文化芸術審議会の委員		日額	5,000円	一般職
青少年問題協議会の委員		日額	5,000円	一般職
社会教育委員		日額	5,000円	一般職
スポーツ推進審議会の委員		日額	5,000円	一般職
教育支援委員会の委員及び専門委員		日額	5,000円	一般職

学校給食センター運営委員会の委員	日額	5,000円	一般職
図書館協議会の委員	日額	5,000円	一般職

備考 勤務時間が2時間未満の場合は、表中に定める報酬額の2分の1に相当する額を報酬とする。

別表第2（第2条，第5条関係）

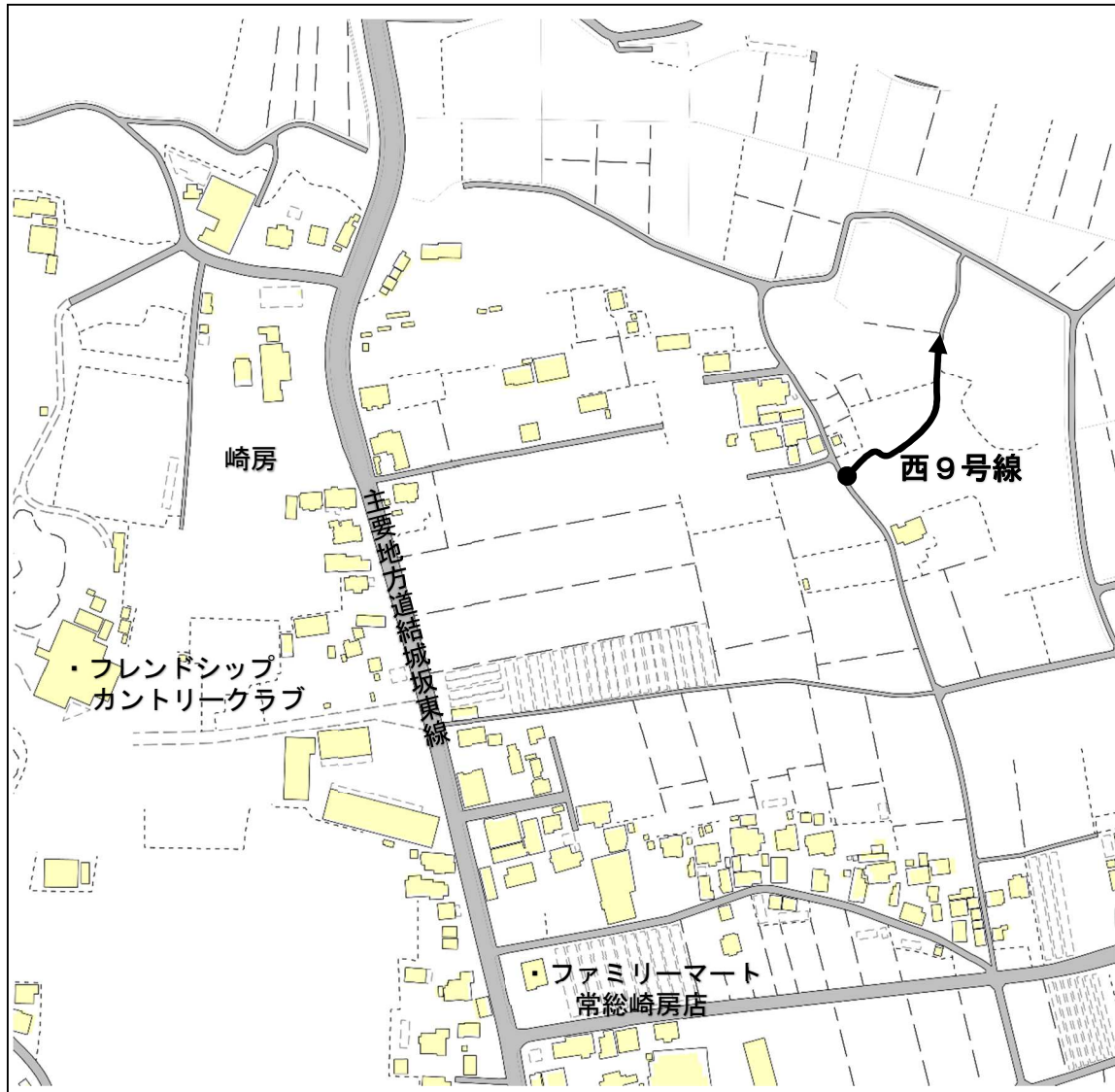
職名		報酬区分	報酬額	旅費の額（相当する職）
投票管理者		日額	12,800円	一般職
投票立会人		日額	10,900円	一般職
~~~~~				
災害弔慰金支給等審査委員会の委員		日額	20,000円	一般職
障害者自立支援認定審査会の委員	医師	日額	20,000円	一般職
	医師以外の委員	日額	13,000円	一般職
介護認定審査会の委員	医師	日額	20,000円	一般職
	医師以外の委員	日額	13,000円	一般職
<a href="#">予防接種健康被害調査委員会の委員</a>		<a href="#">日額</a>	<a href="#">20,000円</a>	<a href="#">一般職</a>
産業医		日額	30,000円	一般職
市嘱託医		日額	20,000円	一般職
市嘱託歯科医		日額	20,000円	一般職

別表第3 略

別表第4 略

別表第5 略

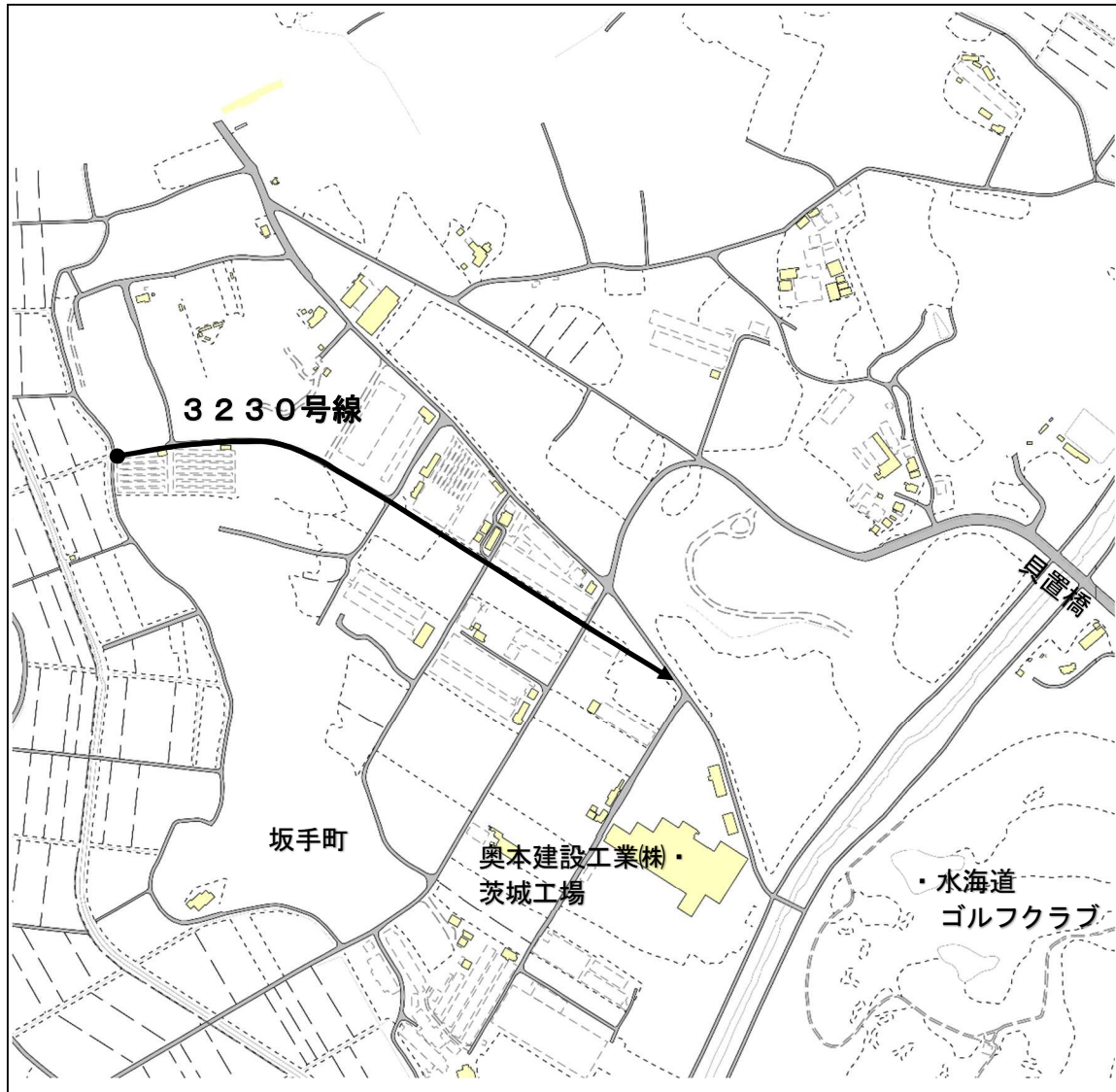
◎議案第5号 市道の路線の廃止について（西9号線）



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	※幅員 (m)	
				最大	最小
西9	崎房932-5	崎房2081-5	103.55	—	—

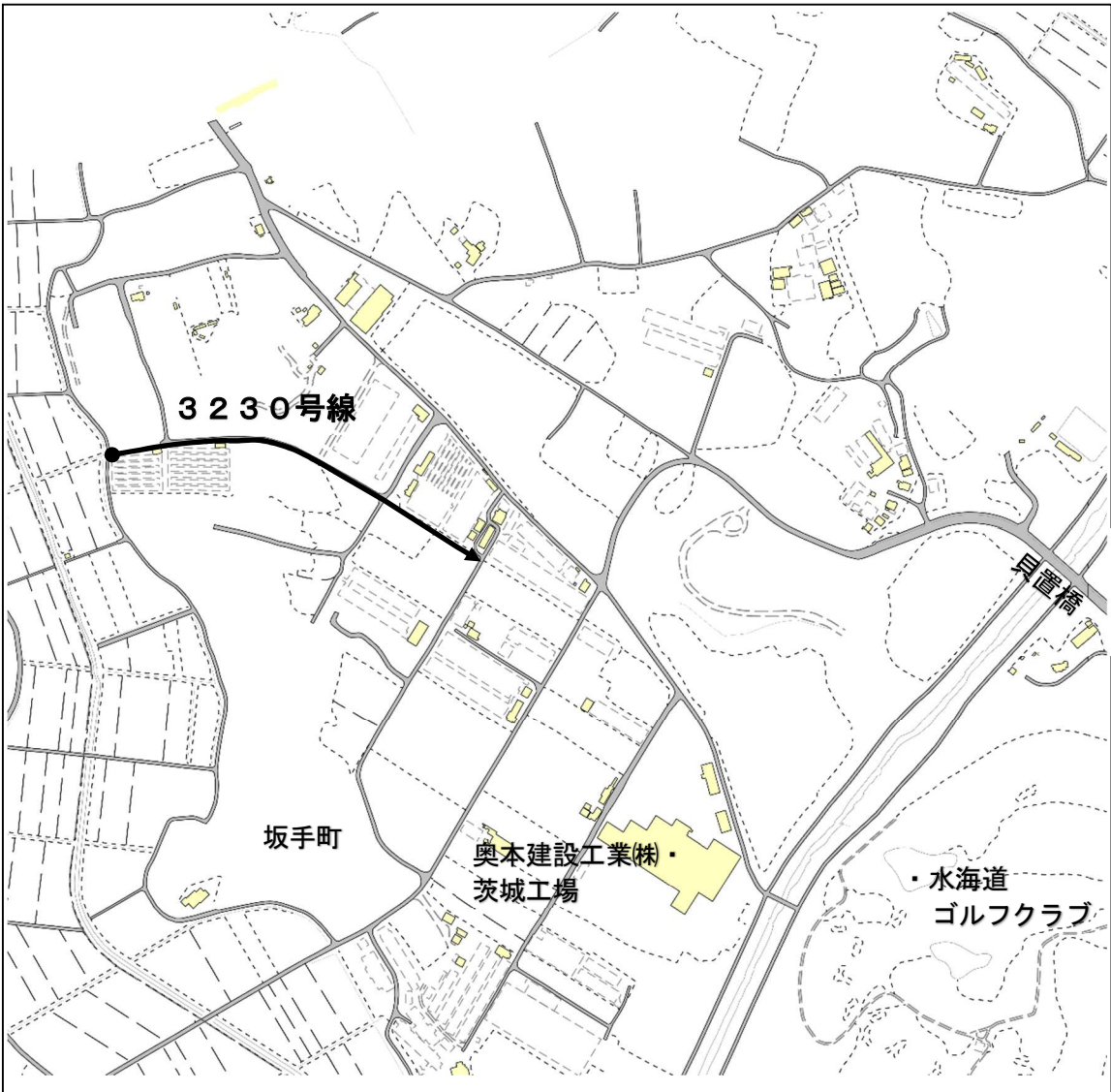
備考 幅員にあつては、当該路線が未供用のため表記しておりません。

◎議案第6号 市道の路線の変更について(3230号線)  
変更前



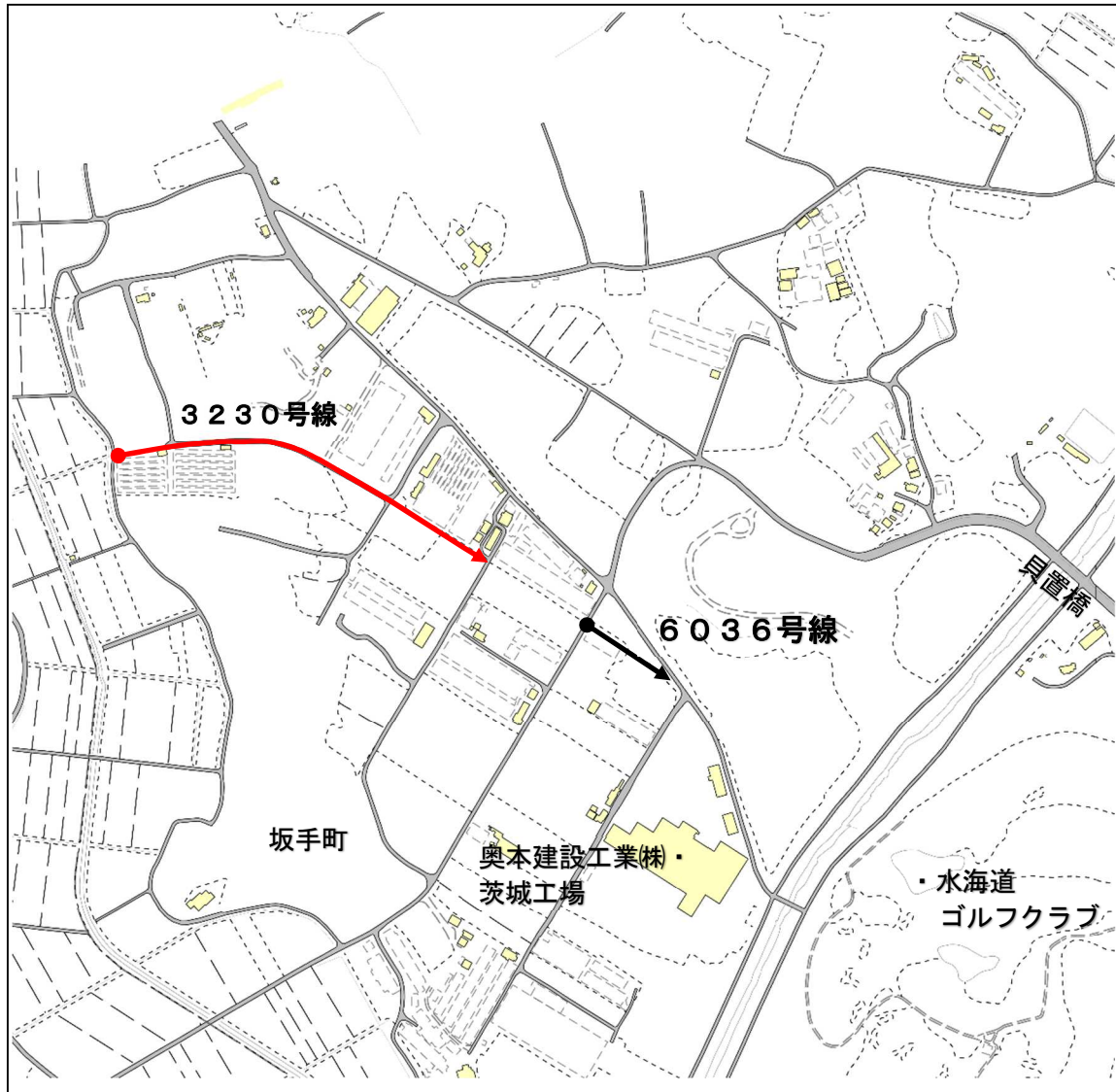
路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
3230	坂手町4902	坂手町7826	595.80	3.60	2.65

変更後



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
3230	坂手町4902	坂手町7764	389.00	3.60	2.65

◎議案第7号 市道の路線の認定について（6036号線）



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
6036	坂手町7825	坂手町7826-4	85.00	2.70	2.70